

福井県原子力安全専門委員会開催要領

(目的)

第1条 県内の原子力発電所に関する原子力安全行政について、福井県から報告を受け、独立的、専門的な立場から、技術的な評価・検討を行い助言するため、福井県原子力安全専門委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(評価・検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を評価・検討する。

- (1) 平常時の原子力発電所の運転・管理および環境放射線監視に関する事項
- (2) 予期しない異常または故障に関する事項
- (3) 重要な施設の設置、改造等の特定課題に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 委員会を構成する委員は、学識経験者の中から、福井県知事が就任を依頼する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 5 委員の任期は、2年間とし、他の委員の任期途中に就任した場合は、他の委員の任期満了までとする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第3条の2 特別の事項を評価・検討する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 前条第1項および第5項の規定は、臨時委員に準用する。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、四半期ごとに定例会を開催する。

- 2 前項の定例会のほか、委員長が必要と認める時は臨時会を開催する。
- 3 委員会に、必要に応じ、小委員会を置くことができる。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福井県安全環境部原子力安全対策課が行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月12日から施行する。

平成17年4月1日一部改訂

平成18年4月1日一部改訂

平成19年4月1日一部改訂

福井県原子力安全専門委員会委員名簿（令和3年4月1日現在）

（敬称略、五十音順）

（委員長）

氏名	現職	専門
鞍谷 文保	福井大学学術研究院教授	機械力学、振動工学

（委員）

氏名	現職	専門
泉 佳伸	福井大学学術研究院教授 (福井大学附属国際原子力工学研究所)	放射線化学・生物学、 放射線防護学
大堀 道広	福井大学学術研究院准教授 (福井大学附属国際原子力工学研究所)	地震工学
黒崎 健	京都大学複合原子力科学研究所教授	核燃料工学
近藤 竜二	福井県立大学教授	微生物生態学
田島 俊彦	福井県立大学名誉教授	素粒子物理学
玉川 洋一	福井大学学術研究院教授	放射線計測学
西本 和俊	大阪大学名誉教授	材料工学、 溶接・接合工学
三島 嘉一郎	京都大学名誉教授	原子力学、熱工学、 流体工学
望月 正人	大阪大学大学院教授	熱加工力学、材料力学
山本 章夫	名古屋大学大学院教授	原子力工学

（臨時委員）

氏名	現職	専門
釜江 克宏	京都大学複合原子力科学研究所 特任教授	地震工学